）に掲げる規定	（同項	同項各号に掲げる規定を適用した場合の」と	まず同項				
）に掲げる規定（平成二十四年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第二十条第一項（沖縄の特定中小企業者に係る経営革新設備等の特別償却又は法人税額の特別控除等についての改正法による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四十二条の六第一項（沖縄の特定中小企業者に係る経営革新設備等の特別償却又は法人税額の特別控除等についての旧法による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第一項（沖縄の特定中小企業者に係る経営革新設備等の特別償却又は法人税額の特別控除等についての改正法附則第二十条第一項の規定により読み替えられた旧法第四十二条の六第一項（沖縄の特定中小企業者に係る経営革新設備等の特別償却又は法人税額の特別控除等についての改正法附則第二十条第一項の規定により読み替えられた旧法第四十二条の六第一項の規定を含む。）の規定を含む。）」と	（改正法附則第二十三条第二項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第四十二条の十第二項及び第三項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、旧法第四十二条の六第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の四第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の四第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の五第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の五第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の六第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の六第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の七第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の七第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の八第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の八第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の三第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の三第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の三第四項及び第五項（震災特別控除）の規定及び震災特例法第十七条の三の二第四項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の三の二第四項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）を適用した場合の」と	まず租税特別措置法第四十二条の十三第一項				
同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第四十二条の十第二項及び第三項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、旧法第四十二条の六第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の四第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の四第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の五第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の五第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の六第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の六第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の七第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の七第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の八第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の八第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の三第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の三第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の三第四項及び第五項（震災特別控除）の規定及び震災特例法第十七条の三の二第四項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の三の二第四項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）を雇用した場合の」と	同項各号に掲げる規定を適用した場合の」と	まず同項					
）に掲げる規定（平成二十四年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第二十条第一項（沖縄の特定中小企業者に係る経営革新設備等の特別償却又は法人税額の特別控除等についての改正法による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四十二条の六第一項（沖縄の特定中小企業者に係る経営革新設備等の特別償却又は法人税額の特別控除等についての旧法による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第一項（沖縄の特定中小企業者に係る経営革新設備等の特別償却又は法人税額の特別控除等についての改正法附則第二十条第一項の規定により読み替えられた旧法第四十二条の六第一項の規定を含む。）の規定を含む。）」と	（改正法附則第二十三条第二項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第四十二条の十第二項及び第三項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、旧法第四十二条の六第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の四第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の四第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の五第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の五第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の六第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の六第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の七第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の七第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の八第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の八第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の三第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の三第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の三第四項及び第五項（震災特別控除）の規定及び震災特例法第十七条の三の二第四項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の三の二第四項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）を雇用した場合の」と	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第四十二条の十第二項及び第三項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、旧法第四十二条の六第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の四第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の四第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の五第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の五第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の六第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の六第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の七第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の七第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の八第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の八第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の三第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の三第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の三第四項及び第五項（震災特別控除）の規定及び震災特例法第十七条の三の二第四項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の三の二第四項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）を雇用した場合の」と	まず租税特別措置法第四十二条の十三第一項	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第四十二条の十第二項及び第三項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、旧法第四十二条の六第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の四第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の四第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の五第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の五第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の六第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の六第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の七第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の七第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の二の八第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の八第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の三第二項及び第三項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の三第二項及び第三項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）、震災特例法第十七条の三第四項及び第五項（震災特別控除）の規定及び震災特例法第十七条の三の二第四項（震災特別控除）の規定（震災特例法第十七条の三の二第四項（震災特別控除）において準用する場合を含む。）を雇用した場合の」と	同項各号に掲げる規定を適用した場合の」と	まず同項

3　福島復興特別措置法施行日が改正法の施行の日後である場合には、同日から福島復興特別措置法施行日の前日までの間における改正法附則第二十三条第二項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二から第十七条の三まで	第十七条の二又は第十七条の三
、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定及び震災特例法第十七条の三の二第一項	及び震災特例法第十七条の三第一項
金額とし、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額	金額
、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の三並びに第十七条の三の二	並びに第十七条の三
第十七条の二第三項若しくは第十七条の二の二第三項	第十七条の二第三項
第十七条の二第四項若しくは第十七条の二の二第四項	第十七条の二第四項

4　福島復興特別措置法施行日が施行日後である場合には、施行日から福島復興特別措置法施行日の前日までの間における第二項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二から第十七条の三まで	第十七条の二又は第十七条の三
、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定及び震災特例法第十七条の三の二第一項	及び震災特例法第十七条の三第一項
、震災特例法第十七条の二の二第八項の規定、震災特例法第十七条の三第五項の規定及び震災特例法第十七条の三の二第四項	及び震災特例法第十七条の三第四項
、震災特例法第十七条の二の二第二項若しくは第三項（避難解除区域における特別控除）の規定、震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域における特別控除）の規定又は震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域における特別控除）の規定（震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（避難解除区域における特別控除）の規定、震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域における特別控除）の規定又は震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域における特別控除）の規定並びに震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域における特別控除）の規定を雇用した場合の法人税額の特別控除）	又は震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域における被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）並びに震災特例法第十七条の三の二第一項（復興産業集積区域における被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）